



社会福祉法人制度を巡る情勢



社会福祉法人制度の在り方を巡り、これまで国では制度見直しに向けた議論が進められてきた。2月には、社会保障審議会福祉部会が、法律の改正を視野に入れた報告書を公表した。

一方で、県内では社会福祉法人の責務として、地域社会に貢献していくための仕組みづくりが進められている。

本特集では、このような制度見直しを巡る情勢を報告するとともに、県内で進められている法人間連携の動きをお伝えする。

社会福祉法人制度見直しの経緯

昭和26年に創設され、介護、保育、障害児・者などへの多様な福祉サービスを展開し、地域福祉の発展を支えてきた社会福祉法人。その在り方が、今問われている。

社会福祉法人の位置付けが大きく変化したのは、平成12年の社会福祉基礎構造改革。措置制度から契約制度への転換は、利用者の選択の幅を広げるとともに、多様な供給主体の参入を促す契機となった。さらに平成18年に行われた公益法人制度改革では、社会福祉法人の公益性の在り方が改めて問われることとなった。

こうした状況の中で、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画では、他の経営主体とのイコールフットリングの観点から、社会福祉法人制度改革が求められた。さらに7月には、厚生労働省の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が報告書を取りまとめ、地域における公益的な活動の推進、法人組織の

体制強化、法人運営の透明性の確保等が提起されたところである。そしてこのたび、社会保障審議会福祉部会がこれまでの議論の経過を踏まえ、2月12日に報告書を公表した。

■図表1 社会福祉法人制度を巡る最近の動向

平成12年	社会福祉基礎構造改革
平成18年	公益法人制度改革
平成24年	財務省が社会福祉法人の経営する施設の財務状況調査を実施
平成25年6月	「日本再興戦略」閣議決定
同8月	社会保障制度改革国民会議報告書
平成26年6月	「規制改革実施計画」閣議決定
同7月	厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書
平成27年2月	社会保障審議会福祉部会報告書

これからの制度見直しの方向性は

同部会の報告書では、社会福祉法人の見直し等について、制度的な対応が必要な事項を中心に取りまとめが行われた。理事会・評議員会の位置付けから情報開示、適正な支出管理など、法人運営全般にわたる大

きな見直し内容となっている。この報告書を基に、社会福祉法の改正案が国会に提出される予定であり、その大半は平成28年度からの実施が見込まれている。特に今回注目されるのは、新たに位置付けられた「地域公益事業」と「地域協議会」だ。

「地域公益事業」を法人の責務に

報告書では、社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取り組み(地域公益事業)」が明記された。同事業は、「既存の制度の対象にならないサービス」を無料又は低額な料金により供給する事業と定義されており、他の事業主体では対応が困難なニーズに対応していくことを求めている。

そして、社会福祉法人の財務規律の確立を訴えるとともに、いわゆる内部留保(利益剰余金)の明確化を求め、その適正な活用を促すために、地域公益事業を含めた福祉サービスに計画的に財産を「再投下」する仕組みの導入を提起している(図表2)。具体的には、所轄庁の承認等を必要とする「再投下計画」の作成を求めらる。

「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」の主な内容

1. 基本的な視点

- **公益性・非営利性の徹底**…社会福祉法人は、創設の経緯や法人の目的等に照らし、公益性・非営利性を確保する必要がある。
- **国民に対する説明責任**…社会福祉法人の公益性・非営利性を担保する観点から、経営組織の強化、運営の透明性、財務規律の確立を図り、国民に対する説明責任を果たすための制度改革が急務である。
- **地域社会への貢献**…社会福祉法人の今日的な意義は、他の事業主体では対応できないさまざまな福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献することにある。

2. 経営組織の在り方の見直し

社会福祉法人の経営組織は、制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人に求められる内部統制(ガバナンス)の機能を十分に果たせる仕組みとはなっていない。

- このため、理事・理事長の役割・権限・義務・責任を明らかにし、理事会による理事・理事長に対する牽制機能を制度化する。
- 評議員・評議員会については、評議員会を必置とし、議決機関として法律上位置付けるとともに、評議員の権限・責任を明記する。
- 監事については、実行性のある監事監査が行われるよう、理事会への報告義務、監査報告の作成義務等について法律上明記する。
- ガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付ける。

3. 運営の透明性の確保

社会福祉法人は高い公益性と非営利性を備えた法人であり、その運営の状況について、国民に対する説明責任を十分果たす必要がある。

- このため、定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とするとともに、閲覧請求権を国民一般に拡大する必要がある。また、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上位置付ける。

4. 適正かつ公正な支出管理

社会福祉法人はその高い公益性と非営利性にふさわしい財務規律を確立する必要がある。

- このため、役員報酬の適正化を図ることとし、役員に対する報酬等の支払い基準を公表するとともに、役員等の区分ごとの報酬総額を公表することが必要である。
- また、関係者への特別な利益供与を禁止する規定を法令上明記することが必要である。

5. 地域における公益的な取組の責務

社会福祉法人には、既存の制度の対象にならないサービスを提供する者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供すること(=地域公益事業の実施)を社会福祉法人の責務として位置付けることが必要である。

- このため、社会福祉法において、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供すること(=地域公益事業の実施)を社会福祉法人の責務として位置付けることが必要である。

6. 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

いわゆる内部留保の実態を明らかにし、現在の事業継続に必要な財産以外に活用できる場合には、これを計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元することが求められる。

- 再投下可能な財産額がある社会福祉法人については、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画(再投下計画)の作成を義務付けることが必要である。
- 計画を検討するにあたっての優先順位については、社会福祉事業への投資を最優先に検討する。さらに再投下財産がある場合には、地域公益事業への投資を検討する。さらに再投下財産がある場合には、その他の公益事業への投資を検討する。
- 再投下計画については、評議員会の承認を得たうえで、公認会計士又は税理士の確認書を付して所轄庁の承認を得ることとすることが必要である。

7. 行政の役割と関与の在り方

地方分権が進む中、国・都道府県・市等は、それぞれの機能と役割を明確にして相互の連絡調整や支援を行う観点から重層的に関与する仕組みが必要である。

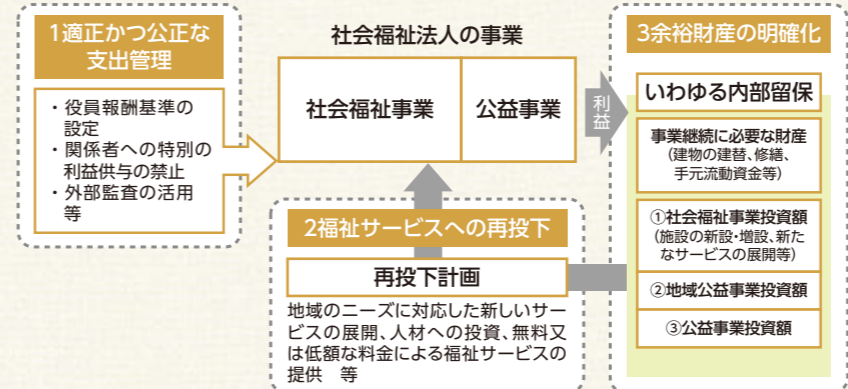
- また、社会福祉法人の財務や運営に関する情報を、指導監督に活用するほか、収集分析の上、サービス利用者や法人経営者の利用に供する等活用する仕組みが必要である。





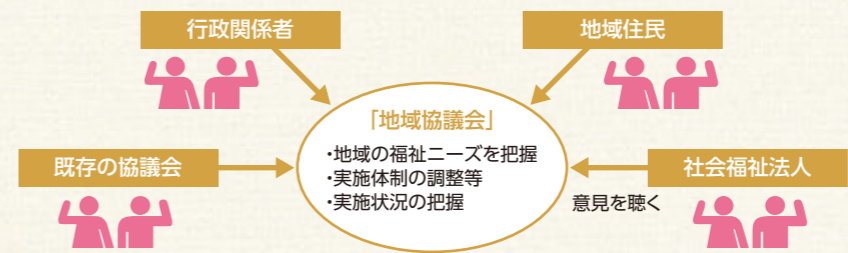
「地域協議会」でニーズ把握を
 報告書では、地域公益事業を実施するに当たり、地域の福祉ニーズが適切に反映されるよう「地域協議会」という新たな仕組みが提起された。同協議会の機能としては、①地域における福祉ニーズの把握、②地域公益事業の実施体制の調整等、③地域公益事業の実施状況の確認が想定

■図表2 社会福祉法人の財務規律について



※社保審福祉部会資料を本会で加工したもの

■図表3 「地域協議会」の具体的なイメージ



所轄庁が、既存の福祉に関する協議会の代表者等と社会福祉法人や地域住民が参集し、制度横断的に地域における福祉ニーズを把握すること等を目的とする「地域協議会」を開催。

※社保審福祉部会資料を本会で加工したもの

されており(図表3)、地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどとして開催することとされた。

県内における法人連携の動き

こうした状況の中、県社会福祉法

人経営者協議会(経営協)では、社会福祉法人の責務として地域社会に貢献していくための仕組みづくりを進めている。

平成24年度からは「地域福祉推進会議」を設置し、実態調査と特徴的な実践のヒアリング等を行うとともに、地域住民の生活上の相談事を総合的に受けられる相談窓口の開設などを提唱してきた。

さらに経営協では、より住民に身近な市区町域において、複数の社会福祉法人が施設種別を越えて連携し、社協をはじめとした関係機関・団体等とネットワークを形成して、地域のさまざまな福祉ニーズに対応できる体制の構築を目指している。平成26年度はモデル地域2カ所を指定してその取り組みを推進してきた。

その一つ、南あわじ市では、平成26年9月12日に、市内に事業所のある9つの社会福祉法人が「南あわじ市社会福祉法人連絡協議会」を設立した。同協議会では、住民の生活相談事業や福祉教育、福祉学習に関する活動、災害時の支援活動、生活困窮者の支援活動等に取り組むこと



「南あわじ市社会福祉法人連絡協議会」設立総会の様子(平成26年9月12日)

としており、会合や視察研修を行っている。

また、神戸市垂水区でも関係者による協議が重ねられており、平成27年3月には連絡協議会の設立が見込まれている。

今後、経営協ではこの2カ所の取り組みが広がるよう、各地で社会福祉法人による地域公益活動を推進し、その成果をまとめるとともに、全県的な普及を目指していく予定だ。